

流 情 個 審 第 1 号

平成 1 8 年 6 月 6 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐々木 昭貞

オンライン結合による個人情報の外部提供について（答申）

平成 1 8 年 5 月 2 2 日付け流総第 2 9 号で諮問のありました事項について、次のとおり答申します。

諮問にかかる個人情報の取扱いに当たっては、流山市個人情報オンライン結合の基準及び業務委託仕様書の内容を遵守した運用を行うよう要望し、第一環境株式会社について、オンラインにより結合することを認めます。

## 流山市個人情報オンライン結合の基準

### 第1 趣旨

この基準は、流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定により、オンライン結合による個人情報の提供を行う場合に講じなければならない個人情報を保護するための措置等に関する事項について定めるものである。

### 第2 定義

オンライン結合とは、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものをいう。

### 第3 条例の遵守

オンライン結合による個人情報の提供に当たっては、条例の各条項の規定に適合するものでなければならない。

### 第4 オンライン結合により提供する場合の措置に関する基準

オンライン結合による個人情報の提供を行う場合には、次の基準を満たさなければならない。

#### 1 必要性に関する基準

オンライン結合を行うことによって、市民サービスの向上、住民負担の軽減等、オンライン結合を行う公益上の必要その他相当の理由が認められること。

#### 2 相手方が講ずる措置に関する基準

オンライン結合による個人情報の提供を受ける実施機関以外のもの（以下「相手方」という。）が、個人情報を保護するため、次のような措置が講じられていると認められること。

##### （1）全般的な措置に関する項目

相手方に次のような個人情報の保護に関する定めがあること。

なお、定めがない場合には、当該オンライン結合により提供される個人情報について、次の事項を明記した覚書等を取り交わすことができること。

ア 目的外利用の禁止

イ 外部提供の禁止

- ウ 個人情報を取り扱う職員の責務
- エ 不要となった個人情報の確実な廃棄
- オ その他個人情報の保護のために必要な措置

## (2) 管理的な措置に関する項目

ア 電子計算機の管理について、次のような措置が講じられていると認められること。

(ア) 電子計算機処理の管理責任者が定められていること。

(イ) 電子計算機の使用状況を監視でき、及び記録されていること。

イ 個人情報ファイルへの不当なアクセスを防止するため、次のような措置が講じられていると認められること。

(ア) 個人情報ファイルへのアクセスの資格が定められていること。

(イ) アクセスの資格を確認するためのパスワード、IDカード等が不正に使用されることがないように次のような措置がとられていると認められること。

a パスワード、IDカード等の管理者が指定されていること。

b 依頼、承認及びIDカード等の発行の手続が明確にされていること。

c アクセス有資格者が資格を失ったときは、直ちにその資格を抹消できること。

d パスワードを他人に知られ、又はIDカードを紛失する等の事故があったときは、直ちにそれらを無効とする手続を定めていること。

e その他パスワードについては、次のような措置がとられていると認められること。

(a) 適宜変更し、かつ、推測が困難なものとなっていること。

(b) 他人に教えないよう徹底されていること。

(c) 書き留めておかないよう徹底されていること。

## 3 実施機関が講ずる技術的な措置に関する基準

実施機関は、オンライン結合を行う際に、個人情報ファイルの改ざん、滅失、き損、漏えい等の危険を防止するため、次のような技術的な措置を講ずるものとする。

### (1) 不正アクセスの排除に関する項目

個人情報ファイルへの不正なアクセスを排除するため、次のよう

な措置を講ずるものとする。

ア 無資格者によるアクセスを制限するため原則としてパスワード、IDカード等の措置が講じられたシステムとする。

イ パスワードが画面に表示されないようにする。

ウ 通信回線は専用回線とするか、公衆回線とする場合は、接続する相手方を確認する機能を確保する。

エ 相手方のアクセスをデータの必要箇所のみ制限する機能を設ける。

## (2) 障害の予防及び回復に関する項目

ア 障害時の個人情報ファイルの安全性を確保するため、次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 機器の能力及び容量を越えないように負荷状態を監視し、又は把握できる機能を設ける。

(イ) 更新が終わるまで同一の個人情報ファイルに対する他のアクセスを禁止する機能を設ける。

イ 障害が発生した場合、速やかにこれを回復するため、次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 回線の接続状況等システムの運転状況を把握する機能を設ける。

(イ) 定期的にデータのバックアップ及びバックアップ時以降の更新データを保存する等の措置を行い、障害発生時には、これらのデータをもとに速やかにシステムを回復させる機能を設ける。

## 第5 協議

オンライン結合による個人情報の提供を行おうとする実施機関の所属長は、前項の1及び2の(1)については、主として個人情報保護担当課長と協議し、前項の2の(2)及び3については、主として電算担当課長と協議するものとする。

### 附 則

本基準は、平成15年4月1日より施行する。